

○総務省令第六十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十四日

総務大臣 原口 一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号の六の次に次の一号を加える。

四の七 設備規則第五十四条第五号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備

第 二 条

第 二 条  
第 二 条

	○	○	○	○	備設線無の六の号四第項一第
--	---	---	---	---	---------------

	○	○	○	○	備設線無の六の号四第項一第
	○	○	○	○	備設線無の七の号四第項一第

別表第一号一(3)アの表中

			○			○						
--	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--	--

を

			○			○						
			○			○						

に改める。


別表第二号第一の表注1中「954MHz」を「956.4MHz」に改める。

別表第二号第四中「帯しくは900MHz帯」を「、900MHz帯帯しくは950MHz帯」に改め、同第四の表注3中「400MHz帯」のように」の次に「、950MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「A1D 954.2MHz」のように」を加える。

様式第七号注4の表中

第2条第1項第4号の6に掲げる無線設備

TV

を

第2条第1項第  
第2条第1項第

4号の6に掲げる無線設備	TV
4号の7に掲げる無線設備	WU

に改める。

### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。